

令和3年度主催大会等の開催における感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月17日

(令和2年10月28日改定)

(令和3年4月14日改定)

(令和3年7月27日改訂)

鹿児島県高等学校体育連盟

1はじめに

主催大会等における各競技大会の開催については、国や県等の方針等を優先的に考慮するとともに、関係競技団体等が示すガイドラインを踏まえて、実施することが可能な場合は、感染拡大予防対策を徹底して開催することとする。

本ガイドラインは、公益財団法人日本スポーツ協会等が定めた「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年2月15日改訂）」、スポーツ庁が定めた「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン（令和3年6月2日）」等を参考にしたものであり、今後の状況を踏まえて見直すことがある。

2 主催大会等の開催にあたっての基本的な考え方について

(1) 主催大会等の開催については、地域の感染状況を踏まえ、関係者全員の安全・安心を最優先し、実施の可否を判断する。

なお、判断に迷う際は、県高体連が県保健体育課や衛生部局等に相談の上、判断する。

(2) 県からの自粛要請や屋内外の別での施設収容率や上限人数等に従う。

(3) 県内外における感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、県の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行う。

3 主催大会等開催時の感染防止策について

(1) 大会参加に当たって

大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室、休憩・待機スペースの利用時など、大会における競技活動以外の場面も含め、生徒、部活動顧問等の感染防止対策を講じる必要がある。

また、参加する学校ごとに感染予防の責任者を配置させること。（原則、引率責任者が兼ねる。）

(2) 参加申込時の対応

主催大会等に参加申し込みを行う部活動顧問は、県高体連ホームページから【別紙：生徒・保護者各位】令和3年度主催大会等への参加に当たっての注意事項】をダウンロードして生徒・保護者に配布し、その内容について理解させた上で、参加の意思を確認して当該校の大会参加手続き方法に従って校長の承認を受けて参加申し込みを行う。

(3) 大会当日の感染防止に関すること

- ア 競技専門部は、各競技の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加する生徒や役員が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、適切な場所（受付や会場入口等）に掲示すること。
- イ (3)のアの事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- ウ 大会等の開催に係る新型コロナウィルスへの感染予防の責任者を配置すること。
複数の会場で実施される場合は、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。
- エ 競技会場において、競技中やウォーミングアップ中を除いてマスクを着用させるとともに手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するように指導すること。
運動中のマスクの着用は選手等の判断によるものとするものの、運動強度が高い運動は、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性や熱中症のリスクが高くなるおそれがあることを周知する。
- オ 会場出入口等には、アルコール等の手指消毒剤を用意し、会場への出入りや試合の前後等に手指の消毒を行わせること。必要に応じて検温を行う。
- カ 手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意し、手洗いやうがいを適宜行わせること。
- キ 参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、イス等）や試合毎の選手の入れ替え時にベンチなど、こまめに消毒を行うこと。
- ク 参加者には、マイタオルを準備させ、タオルの共用をしないように徹底させること。
- ケ 屋内競技においては、会場内の換気（窓やドアを常時開放）を徹底する。常時開放ができない場合は一定時間ごとの一斉換気を実施すること。
- コ 更衣室、休憩・待機スペースについては、広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者数を制限する等の措置を講じること。
また、入室の前後での手洗いを促すこと。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと）
更衣室等では、原則としてマスクを着用させ、会話や食事は控えさせること。
- サ 更衣室等は、換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気を配慮すること。
- シ 参加者等が受付や会場への出入りの際に混雑が予想される場合は、距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。
また、時間差を設けたり、入れ替え制としたりするなどの工夫をすること。
- ス 受付など人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
また、受付を行う役員等には、マスクを着用させること。
- セ 参加者が共有する用具等は、貸出前後に消毒すること。
- ソ 大会に参加する学校や観戦する保護者等に、大会の前後のミーティングや会場周辺においても、三つの密を避けさせること。
- タ 参加者には、競技の種類に関わらず、競技をしていない間も含め、感染予防の観

点から、周囲の人となるべく距離（少なくとも2m）を空けること。

特に、他の学校との競技外での交流は控えさせること。

強度が高い競技の場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

チ 握手、ハイタッチ、肩を組むなどの競技以外での身体接触を控えさせ、ミーティング等も短時間で行い、密にならないよう指導すること。

ツ 待機スペース等において、食事する際は、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話を控えめにし、咳エチケットを徹底させること。

テ 会場内のゴミ箱の使用を禁止し、ゴミの持ち帰りを徹底させること。

ト 会場等で急に風邪症状の生徒が出た場合は、部活動顧問が競技専門部に報告するとともに、保護者及び管理職に連絡して帰宅させる。その場合、他の生徒等への健康観察を徹底させること。

※ 体温計、マスク、アルコール液、ハンドソープ等は県高体連で確保しており、貸し出すことが可能である。必要な場合は事務局に連絡する。

(4) 大会参加者等への対応

ア 参加する生徒への対応

(ア) 大会に参加する生徒は、大会2週間前から体調チェックを行い、「生徒用体調チェック表（様式1）」に記入する。

(イ) 大会期間中は毎日、部活動顧問は、生徒から「生徒用体調チェック表（様式1）」を回収し、体調の確認（必要に応じて検温）を行い、競技専門部に報告する。

(ウ) 「生徒用体調チェック表（様式1）」の大会前2週間の体調の状態から新型コロナウィルス感染症の感染が疑われる場合や当日のいずれかの項目に×がついている生徒がいた場合は、自主的に参加を見合させてもらい、保護者及び管理職に連絡して帰宅させる。

イ 部活動顧問・審判等の役員への対応

(ア) 大会に関わる部活動顧問及び審判等の役員には、大会2週間前から体調チェックを行い、「部活動顧問用体調チェック表（様式2）」・「役員用体調チェック表（様式3）」に記入する。

(イ) 大会当日、競技専門部は、部活動顧問から「部活動顧問用体調チェック表（様式2）」を回収し、参加する生徒・部活動顧問の体調を確認する。

(ウ) 大会当日、競技専門部は、審判等の役員から「役員用体調チェック表（様式3）」を回収し、体調の確認（必要に応じて検温）を行う。

(エ) 「部活動顧問用体調チェック表（様式2）」・「役員用体調チェック表（様式3）」の大会前2週間の体調の状態から新型コロナウィルス感染症の感染が疑われる場合や当日のいずれかの項目に×がついている方がいた場合は、自主的に参加を見合せてもらう。

(オ) 審判等において、中央競技団体が定める体調チェック表等がある場合は、それを用いても構わないが、体調に異常が認められた場合は、自主的に参加を見合せてもらう。

ウ メディア関係者等への対応について

- (ア) 会場入口等において、「メディア等入場者名簿（様式5）」に氏名・所属・連絡先を記入してもらう。
ただし、検温を行い、風邪症状等がある場合は、入場できない。
- (イ) 会場内では、常時マスクを着用してもらうとともに、各メディア等の腕章やIDカードなどを常時身につけてもらう。
- (ウ) 生徒や部活動顧問等への取材等は、最小限で行ってもらい、密接しないように配慮してもらう。
- (エ) その他、感染拡大予防対策を責任もって講じてもらう。

(5) 観客の入場について

観客は、原則、チーム関係者（保護者、学校関係者等）までとし、競技によって会場規模や参加校（人）数などに違いがあることから、観客の入場については、次の区分とする。詳細については、各競技・会場で定めることとする。

また、観客に対しても感染防止対策について遵守を呼びかける。

ア 無観客

観客席のない（設置できない）体育館や全参加校が1つの屋内会場に集まるような競技・会場などについては、無観客とする。

イ 制限付きで入場を許可

屋外競技や屋内競技で観客席に入場者を受け入れる余地がある場合は、参加校のチーム関係者に限定して入場を認める。

- (ア) チーム関係者の入場に際しては、学校単位で「チーム関係者入場者名簿（様式4）」を提出してもらう。
- (イ) 会場入口において検温を行い、風邪症状等がある場合は、自主的に参加を見合わせてもらう。
- (ウ) 学校毎の人数制限、チーム関係者応援エリア、座席の間隔を空ける、試合毎に入れ替えを行うなど競技・会場毎に観戦ルールを定める。
- (エ) 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要であるが、マスク着用率100%が担保され、大声を出す者がいた場合に個別に注意等を行うことができる場合は、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。
- (オ) これまでの当該競技の開催実績において、歓声、声援等を発する実態がなく、マスク着用率100%が担保され、大声を出す者がいた場合に個別に注意等を行うことができる場合は、収容率100%での開催も可能である。

ウ 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技など観客のコントロールが難しい競技・会場では、観客立入禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦のみとする。

(6) 開・閉会式について

競技によって、会場規模や参加人数などに違いがあることから、開・閉会式の実施

については、競技専門部で判断する。

実施する場合は、必要最小限の出席者とともに、整列する際等は、周囲の人とできるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けさせること。

(7) 組合せ抽選会・監督会議について

- ア 組合せ抽選会は、専門部又は専門委員長、競技委員長、審判委員長等により公平性が保たれる最小人数で行う。
- イ 監督会議等は、事前に資料をメールするなどして行わない。監督会議等を行わなければならぬ場合も事前のメール等を活用し、必要最小限に留める。
- ウ 監督会議等を実施する場合は、周囲の人とできるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けさせること。

4 大会参加に伴う移動や宿泊について

- (1) バスでの移動は、学校単独で、ゆとりを持った乗車人数が望ましい。
- (2) 離島からのフェリーによる移動は、生徒一人一人の十分な距離を確保し、一般の乗客等とゾーニングすることが望ましい。
また、乗船中に生徒が発熱など体調を崩した場合は、個室で休ませる。（フェリーに体調不良者用の個室が用意されている。）
- (3) 宿泊する際は、ゆとりを持った人数による部屋割りや対面での食事を避けるなど「新しい生活様式」に沿った感染防止対策を講じる。

5 大会前及び大会期間中に学校内で感染等が判明した場合

- (1) 学校内で感染等が判明した場合、当該校は速やかに県高体連に報告し、今後の対応について連携を図る。
- (2) 感染等の状況によって該当する生徒や部活動の大会等への参加の可否について、当該校は保健所等の指導に従い個別に判断する。
- (3) 感染等の状況により大会にエントリーしている生徒が辞退する場合、大会申込後の選手変更を認めていない競技・種目であっても可能な範囲で選手変更を認める。

6 大会期間中に感染等が判明した場合

- (1) 大会に参加していた選手、部活動顧問、役員等に感染が判明した場合は、感染者及び濃厚接触者に特定された者は、行動自粛が解除されるまで大会に参加できない。
- (2) 大会の参加者は、保健所などの聞き取り等に協力し、その指示に従うとともに、感染拡大防止に努めること。
- (3) 大会の継続、中止の判断については、保健所等の指導に従い県高体連で判断する。
継続が可能な場合は、その後の競技の組み合わせ等について競技専門部で決定する。

7 大会後に感染等が判明した場合

大会終了後 2 週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合、当該校は部活動顧問をとおして競技専門部に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

8 参加者の個人情報の管理

- (1) 部活動顧問は、万が一感染等が判明した場合に備えて、個人情報の取扱いに十分注意しながら、県新人大会等当日に生徒から回収した「生徒用体調チェック表(様式1)」と「部活動顧問用体調チェック表(様式2)」を1か月間保存しておく。
- (2) 競技専門部は、万が一感染等が判明した場合に備えて、個人情報の取扱いに十分注意しながら、県新人大会等当日に参加者から回収した「役員用体調チェック表(様式3)」と「チーム関係者入場者名簿(様式4)」を1か月間保存しておく。

9 上位大会への出場校決定について

上位大会への予選を兼ねている大会が中止となった場合は、県高体連が定める「県高体連主催大会が中止になった場合の上位大会出場校の決定について」にしたがって、決定する。